

佐久市告示第107号

佐久市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和8年告示第82号）第3条の規定により、次のとおり空家等管理活用支援法人を指定したので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第2項の規定により告示する。

令和8年7月16日

佐久市長 柳田 清二

- 1 法人の名称又は商号
株式会社クラッソーネ
- 2 法人の住所
愛知県名古屋市栄二丁目11番30号 セントラルビル5F
- 3 事務所又は営業所の所在地
 - (1) 愛知県名古屋市栄二丁目11番30号 セントラルビル5F
 - (2) 東京都千代田区紀尾井町3番32号 紀尾井町ヒルズ西館1F
- 4 業務内容
第24条第1号、第5号及び第6号に規定する業務
- 5 指定の期間
令和8年7月14日から令和11年7月13日まで